

北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日
企業管理規程第 13 号

改正	平成 26 年 1 月 25 日	企業管理規程第 4 号
	平成 27 年 4 月 1 日	企業管理規程第 3 号
	平成 28 年 3 月 1 日	企業管理規程第 6 号
	平成 29 年 3 月 1 日	企業管理規程第 4 号
	平成 30 年 3 月 1 日	企業管理規程第 2 号
	平成 31 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 2 年 6 月 1 日	企業管理規程第 5 号
	令和 2 年 9 月 1 日	企業管理規程第 9 号
	令和 2 年 12 月 1 日	企業管理規程第 10 号
	令和 3 年 4 月 1 日	企業管理規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第 2 条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員から自己名義の預金口座への振込みの申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料の支給)

第 3 条 給料は、月の 1 日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の 20 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その期間の現日数から北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第24条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。

（休職等の場合の給料の支給）

第4条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - (6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
 - (7) 給与を支給しないこととされている休暇（以下「無給の休暇」という。）を与えられ、又は無給の休暇の終了により職務に復帰した場合
- 2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、又は法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（1）（別表第1）
- (2) 医療職給料表（2）（別表第2）
- (3) 医療職給料表（3）（別表第3）
- (4) 事務職給料表（別表第4）

2 給料表に定める職務の級に分類する場合の基準となるべき職務の内容については、企業長が別に定める。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が別に定める基準に従い決定する。

2 職員が現に格付けされている職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、企業長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員（55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては57歳。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給の号給数を4号給（医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び医療職給料表（2）、医療職給料表（3）又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあっては、3号給）とすることを標準として企業長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号給数は、次の各号に掲げる号給数とする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 2号給
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 1号給

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことできない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（再任用職員の給料）

第7条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職

を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規程第23条第3項の規定より定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

（短時間勤務職員の給料）

第8条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務することとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第9条 条例第4条に規定する企業長が指定する管理又は監督する地位にある職員及び支給する管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

給料表区分		職務の級における役職名	支給月額
給料表	職務の級		
医療職給料表（1）	4	病院長	350,000円
		副院長	200,000円
医療職給料表（2）	5	副院長	120,000円
		部長	100,000円
		次長	80,000円
	4	室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副室長	50,000円
医療職給料表（3）	5	副院長	120,000円
		部長	100,000円
		次長	80,000円
	4	課長、室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長	50,000円
事務職給料表	5	理事	120,000円
		部長、参事	100,000円
		次長	80,000円
	4	課長、室長	70,000円
		主幹	60,000円
		副課長、副室長	50,000円

- 2 前項の表に規定する役職名以外の役職を有する者に対する管理職手当の額は、担任する職務の内容、職責等を考慮して企業長が別に定める。
- 3 第1項に掲げる一の職を占める職員が、同項に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病（以下「公務傷病等」という。）にかかり条例第20条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。以下同じ。）には、管理職手当は、支給しない。
- 5 前項の場合において、管理職手当を支給する職について、支給期間の全部を代理した職員については、その代理した職について定められた管理職手当を支給することができる。

（役職手当）

第10条 条例第5条に規定する役職手当の支給対象の職員及び額は、次に掲げるとおりとする。ただし、第9条に規定する管理職手当の支給対象の職員は、これを支給しない。

給料表区分		職務の級における役職名	支給月額
給料表	職務の級		
医療職給料表（1）	3	診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、臨床研修センター長	30,000円
		診療科総括部長	20,000円
		診療科部長	10,000円

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による役職手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、第2項から第4項までの項中「管理職手当」とあるのは「役職手当」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

第11条 条例第6条に規定する扶養手当の月額は、同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(様式第1号)により企業長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 4 企業長は、職員から前項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうかを審査し、扶養親族として認定するものとする。
- 5 条例第6条第2項に該当する扶養親族があっても次の各号に掲げる者は、扶養親族としての認定を行わないものとする。
 - (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者
 - (3) 重度心身障害者については、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 6 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である事実の証明がある場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。
- 7 企業長は、扶養親族の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養親族たる要件を具備しているかどうかを証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 8 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に

よる届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これら日の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第3項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第12条 条例第7条に規定する地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる職員（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修中の者並びに医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年未満の医師又は歯科医師（以下「研修医」という。）を除く。） 100分の10
- (2) 条例第7条第2号に掲げる職員 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じた割合

（住居手当）

第13条 条例第8条に規定する企業管理規程で定める職員は、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員とする。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 企業団が設置する職員宿舎に居住している職員
 - (2) 企業団が借上げた職員宿舎に居住している職員
 - (3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第6

条に規定する扶養親族で第11条第3項の規定による届出がされている者に限る。) 以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び企業長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

- 3 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額
- 4 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第2)により、その居住の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 6 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長が別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
- 7 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 8 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

9 企業長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

(通勤手当)

第14条 条例第9条に規定する通勤とは、職員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 条例第9条第1号に規定する職員の通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として企業長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手當にあっては、1月））をいう。以下同じ。）につき、第7項で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手當に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

3 条例第9条第2号に規定する職員の通勤手当の額は、その者の自動車等の使用距離（職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路をいう。以下同じ。）に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあっては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額）とする。

- (1) 片道5キロメートル未満の者 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者 7,100円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 10,000円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 12,900円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 15,800円

(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者	18,700円
(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者	21,600円
(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満の者	24,400円
(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者	26,200円
(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者	28,000円
(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者	29,800円
(13) 片道60キロメートル以上の者	31,600円

4 条例第9条第3号に規定する職員の通勤手当の額は、第7項で定めるところにより算出したその者の1月当たりの運賃等相当額と、前項に定める額(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満のものである場合を除く。)との合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

5 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

7 第2項及び第4項に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 企業長の定める交通機関等 企業長の定める額

8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

9 条例第9条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、企業長が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

10 条例第9条第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車及び自動車とする。ただし、企業団の所有に属するものを除く。

11 職員は、新たに条例第9条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第3号）により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(2) 派遣等により勤務場所を異にした場合

12 企業長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

13 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から

行うものとする。

1 4 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

1 5 条例第9条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給することはできない。

1 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第3条第1項に規定する給料の支給日に支給する。

1 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

1 8 企業長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時確認するものとする。

（時間外勤務手当）

第15条 条例第10条に規定する時間外勤務手当の額は、当該勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の

区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第26条の規定により、あらかじめ就業規程第24条第2項又は第25条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（週休日の振替等（就業規程第26条第1項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。）が同一週において行われる場合の、就業規程第24条第1項又は第25条の規定によりあらかじめ割り振られた週休日に勤務することを命ぜられた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務 100分の50
- 5 就業規程第29条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の
50から第3項に規定する割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務をしたときは、前日の時間外の勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務は、前日の時間外勤務として取り扱う。

8 公務による旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間に勤務したものとみなす。ただし、旅行の目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ命じられた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する

9 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月の全時間数とし、それぞれ支給率の異なる部分ごとに各別に計算した時間数によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(休日勤務手当)

第16条 条例第11条に規定する休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

2 休日勤務手当は、休日における正規の勤務時間に相当する時間中における実働時間に対して支給するものとし、休日において正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。

3 休日が週休日に当った場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

4 勤務が2日にまたがる勤務で、その1日が休日に当たるときの休日勤務手当は、休日に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

5 前条第9項の規定は、休日勤務手当について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数（当該年度の日数から週休日及び休日（就業規程第31条に

規定する休日をいう。以下同じ。) の日数を減じた日数をいう。ただし、週休日と休日が重なる場合における休日は除く。) を乗じたもので除した額とする。

(夜間勤務手当)

第18条 条例第12条に規定する夜間勤務手当の額は、次の各号に掲げる深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる勤務1回につきそれぞれ当該各号に定める額とする

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く。） 6,000円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 5,000円
- (3) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務 11,000円

(宿日直手当)

第19条 条例第13条に規定する宿日直手当の額は、宿日直勤務又は宅直勤務（救急呼出に備えて自宅等において待機を行うことをいう。以下同じ。）1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が行う次に掲げる宿日直勤務の区分に応じて定める額
 - ア 副直勤務（研修医が行う宿日直勤務をいう。以下同じ。） 17,500円
 - イ 半副直勤務（午後5時から連続する7時間の副直勤務をいう。以下同じ。） 10,000円
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、専攻医（医師免許又は歯科医師免許を取得後の実務経験の期間が2年以上5年未満の医師又は歯科医師（研修医を除く。）をいう。以下同じ。）が研修医に代わって行う半副直勤務 20,000円
 - エ アからウまでの規定以外の宿日直勤務 35,000円
 - (2) 医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）の適用を受ける職員が行う宿日直勤務 9,000円
 - (3) 前2号以外の宿日直勤務 4,200円
 - (4) 宅直勤務 5,000円
- 2 前項各号の規定にかかわらず、勤務時間が5時間未満（前項第1号イ及びウに定める半副直勤務にあっては、4時間未満）の場合は、前項各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(医師手当)

第20条 条例第14条に規定する医師手当は、月額により支給するものとし、

その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 研修医を除く医師及び歯科医師 紙料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額
- (2) 医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を 1 年度とし、その後年度を迎えるごとに 1 を加算した年度数に 10,000 円を乗じて得た額に、次に掲げる区分に応じて定める額を加算した額(ただし、その額が 200,000 円を超える場合は 200,000 円とする。)
 - ア 研修医 30,000 円
 - イ 専攻医 35,000 円
 - ウ ア及びイ以外の医師及び歯科医師 40,000 円
- (3) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成 19 年厚生労働省告示第 108 号)第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 当該資格の数に 5,000 円を乗じて得た額(ただし、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円とする。)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 13 条に規定する産業医の資格を有し、職務にその資格が直接役立つと認められる場合 5,000 円

- 2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する医師手当の支給は、当該要件に該当するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、支給の開始については、当該資格の確認が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その確認をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 医師手当の支給の対象となる職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(専門業務手当)

第 21 条 条例第 15 条に規定する専門業務手当は、次の各号に掲げる職員に月額により支給するものとし、その額は当該職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、2 以上の号に該当する場合は額の多い手当額とする。

- (1) 専門看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 5,000

円

- (2) 特定行為に係る研修制度を修了した看護師で、特定行為として認定されている分野の業務を行う者 4,000円
 - (3) 認定看護師として認定されている者で、当該認定されている分野の看護業務を行い、その資格が直接業務に役立つと認められる者 3,000円
 - (4) 助産師で分娩の介助等の業務に従事する者 3,000円
 - (5) 医学物理士で放射線治療計画の立案及び放射線治療装置の管理等の業務に従事する者 級料月額に100分の10を乗じて得た額
 - (6) 前5号に定めるもののほか、資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が認めた者 資格又は業務の専門性等を考慮して企業長が別に定める額
- 2 第1項に規定する職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、これを支給しない。

(特殊勤務手当)

第22条 条例第16条に規定する特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別診療等手当
- (2) 救急医療体制等確保手当
- (3) 災害派遣等手当
- (4) 防疫等作業手当

2 前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(期末手当)

第23条 条例第17条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 専従休職者（専従許可を受けている職員をいう。）
- (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第2項に規定する職員以外の職員
- (6) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

- (7) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員
- 2 条例第17条第1項後段の企業長が定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。
- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は特別職の職員となった者(非常勤である者にあっては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)
- (3) その退職に引き続き国又は他の地方公共団体(期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を在職期間に通算することを認めているものに限る。)の職員(非常勤である者にあっては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他企業長の定める者に限る。)となった者
- (4) その退職が、法第28条第4項の規定による失職又は法第29条第1項の規定による免職の処分を受けた職員で退職した者
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月末満 100分の80
- (3) 3月以上5月末満 100分の60
- (4) 3月末満 100分の30
- 4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
- 5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 職務の級が医療職給料表(1)の2級以上である職員、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び事務職給料表の3級以上の職員並びにその職務が役職にあるものとして別表第6で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職

員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表の加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

7 第3項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

- (1) 第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 休職にされていた期間（第1項第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）については、その2分の1の期間
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

8 公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。

9 基準日以前6月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した在職期間は、第7項の在職期間に算入する。

- (1) 特別職に属する常勤の職員
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員（引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）
- (3) 前2号に準ずるものとして企業長が認める職員

10 前項の期間の算定については、第7項及び第8項の規定を準用する。

11 条例第23条第2項の管理規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業していた期間
- (2) 第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職の期間を除く。）

1 2 企業長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

1 3 条例第17条第2項、前項及び第17項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

1 4 第9項に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

1 5 企業長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

1 6 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）第2条に定める掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

1 7 企業長は、第12項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

18 前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

19 企業長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

20 第12項から前項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(勤勉手当)

第24条 条例第18条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日に在職する職員（条例第18条第2項において準用する条例第17条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
 - (2) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する職員
 - (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、条例第23条第3項に規定する職員以外の職員
- 2 条例第18条第1項後段の企業長が定める職員は、前条第2項の規定を準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）と勤務期間による割合（以下「期間率」という。）とを乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前条第6項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは「第24条第4項」と、「第3項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第3項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

6 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下

(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の92以上100分の95以下

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の83.5以下

7 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47以上

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の43.5以上100分の45以下

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の41.5以下

8 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間に応じて、別表第7に掲げる勤務期間に対応する期間率とする。

9 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

(1) 前条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる職員として在職した期間

(2) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)

(3) 条例第20条の規定により給与の減額の対象となった期間

(4) 負傷又は疾病(その負傷又は疾病が公務若しくは通勤に起因する場合を除く。)により勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1

項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した全期間
- (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (7) 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第10号）第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 就業規程第36条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、就業規程第29条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 就業規程第37条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

10 条例の適用を受ける職員としての在職期間の計算については、前条第9項の規定を準用する。

11 前項の期間の算定については、第9項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

12 前条第12項から第20条までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（期末手当等の支給日）

第25条 条例第17条第1項及び第18条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に掲げる基準日の別に応じてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- (1) 6月1日 6月30日
- (2) 12月1日 12月10日

（期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数計算）

第26条 第23条第3項の期末手当基礎額及び第24条第3項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

(手当の支給方法)

第27条 第3条の規定は、管理職手当、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、医師手当及び専門業務手当の支給について準用する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、当該勤務した日の属する月の翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第28条 給与の減額の基礎となる時間数は、一の給与期間の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給与から差し引くものとする。

3 職員が負傷又は疾病のため療養（公務傷病等のため療養する場合を除く。）する必要があり、就業規程第34条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該休暇が発生した日から起算して90日（結核性疾患の場合は1年）を超えて勤務しないときは、その90日（結核性疾患の倍は1年）を超えて勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。

(休職者の給与)

第29条 条例第21条に規定する休職者に対する給与の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員が公務傷病等により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

(3) 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- (4) 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 2 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で条例第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職又は死亡したときは、第25条に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第23条第2項第2号から第4号までに掲げる職員については、この限りでない。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、条例第17条第2項及び第23条第12項から第20項の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)
- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症(同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。)の患者及びその疑いのある患者に接する作業であって企業長が指定するものに従事したときは、第22条第1項第4号に規定する防疫等作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事した場合における防疫等作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定めるところにより支給する。

附 則 (平成26年12月25日企業管理規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、この規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「改正後の

給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第19条、第24条及び附則第5項の規定については、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(非常勤職員の通勤手当)

- 3 附則第1項の規定は、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程(平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第9号)第21条の規定による通勤手当について準用する。この場合において、同項中「平成26年4月1日」とあるのは「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則(平成27年4月1日企業管理規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び企業長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者を受けた給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなるもの(企業長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第13号。以下「給与規程」という。)附則第2項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に98.5を乗じて得た額。)を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職

員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、同項に規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項、第24条第4項、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項の規定の適用については、給与規程第3条第5項、第8条、第23条第5項及び第24条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第3号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、附則第2項第3号及び第4号並びに附則第4項中「給料月額及び」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則（平成28年3月1日企業管理規程第6号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成28年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月1日企業管理規程第4号）
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程第24条(第9項の改正規定を除く。)及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成29年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成28年12月1日から適用する。
- 4 第1条の規定(給与規程第24条第9項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定及び第3条の規定(初任給等規程別表第9の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 5 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内扱とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程第11条第1項中「同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「同条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養

親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）と、同条第3項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第9項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第3項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で第3項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成30年3月1日企業管理規程第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成30年3月1日以後に在職する職員に適用

する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)別表第7の改正規定に限る。)による改正後の初任給等規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 第3条の規定(給与規程第24条及び附則第5項の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(任期付職員規程第7条の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成30年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程(以下この項において「改正後の規程」と総称する。)の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成31年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)、第5条の規定(北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。))による改正後の初任給等規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)及び第6条の規定(北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程(以下「任期付職員規程」という。)第4条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員規程の規定(平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。

3 第3条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第6条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（平成31年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第3条の規定による改正後の給与規程又は第6条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第3条の規定による改正前の給与規程又は第6条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員就業規程の規定、第4条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程の規定、第6条の規定（北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）、第8条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等規程」という。）（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（北播磨総合医療センター企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規程（以下「任期付職員規程」という。）第4条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、平成31年4月1日から適用する。

3 第6条の規定（給与規程第24条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）及び第12条の規定（任期付職員規程第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員規程の規定（令和2年3月1日以後に在職する職員に適用する場合に限る。）は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第6条の規定による改正後の給与規程又は第12条の規定による改正後の任期付職員規程（以下この項において「改正後の規程」と総称する。）の規定を適用する場合において、第6条の規定による改正前の給与規程又は第12条の規定による改正前の任期付職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

7 第7条の規定による改正後の給与規程の第13条の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において第7条の規定による改正前の給与規程第13条の規定により支給されている住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る賃貸住宅に居住し、家賃を支払っている者のうち、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から改正後の給与規程第13条の規定による住居手当の額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員にあっては、一部施行日から令和3年3月31日までの間の住居手当については、改正後の給与規程第13条の規定にかかわらず、改正前の給与規程第13条の規定による住居手当の額から2,000円を減じた額とする。

附 則（令和2年6月1日企業管理規程第5号）

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年11月30日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則（令和2年9月1日企業管理規程第9号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月1日企業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日企業管理規程第2号）

（施行期日等）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

医療職給料表(1)

(単位 円)

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	274,500	335,000	399,000	471,700
	2	278,500	338,000	401,900	474,000
	3	282,500	340,900	404,500	476,200
	4	286,500	343,800	407,200	478,500
	5	290,300	346,500	409,800	480,700
	6	294,300	349,700	412,200	482,900
	7	298,200	352,800	414,900	485,100
	8	302,100	355,900	417,300	487,300
	9	305,800	358,700	419,500	489,300
	10	309,400	361,400	422,200	491,400
	11	312,900	364,500	424,800	493,500
	12	316,500	367,700	427,500	495,600
	13	320,100	370,600	429,900	497,700
	14	323,800	374,100	432,400	499,800
	15	327,300	377,100	434,800	501,900
	16	330,600	380,700	437,300	504,000
	17	334,100	384,300	439,300	506,100
	18	336,800	387,000	441,700	508,100
	19	339,400	389,500	444,000	510,100
	20	342,000	392,100	446,400	512,100
	21	344,800	394,900	447,900	513,900
	22	346,700	397,200	450,300	515,700
	23	348,900	399,700	452,600	517,600
	24	351,300	401,800	454,900	519,500
	25	353,500	403,800	456,900	521,200
	26	355,800	406,100	459,200	523,000
	27	357,900	408,300	461,400	524,800
	28	360,200	410,600	463,700	526,600
	29	362,400	412,900	465,800	528,200
	30	364,800	415,000	468,100	530,000
	31	367,000	417,000	470,400	531,800
	32	369,000	419,100	472,600	533,600
	33	371,300	421,000	474,600	535,200
	34	372,500	422,800	476,700	537,000
	35	373,900	424,600	478,800	538,700
	36	375,000	426,600	480,900	540,500
	37	376,200	428,500	483,000	542,100
	38	377,600	430,500	484,800	543,700
	39	379,100	432,400	486,600	545,100
	40	380,600	434,400	488,400	546,700
	41	381,700	436,200	490,100	548,200
	42	382,700	438,000	491,900	549,600
	43	383,700	439,700	493,700	551,000
	44	384,500	441,500	495,500	552,300
	45	385,400	443,300	497,100	553,500
	46	386,300	445,100	498,800	554,500
	47	387,000	446,900	500,600	555,500

48	387, 900	448, 600	502, 400	556, 500
49	388, 600	450, 400	504, 000	557, 500
50	389, 500	452, 100	505, 300	558, 400
51	390, 300	453, 900	506, 600	559, 300
52	391, 100	455, 700	507, 900	560, 200
53	391, 600	457, 600	508, 900	561, 000
54	392, 100	458, 800	510, 200	561, 900
55	392, 500	460, 000	511, 500	562, 800
56	393, 000	461, 200	512, 800	563, 700
57	393, 300	462, 400	513, 800	564, 600
58		463, 400	514, 600	565, 500
59		464, 400	515, 400	566, 400
60		465, 400	516, 200	567, 100
61		466, 200	517, 100	568, 000
62		466, 900	517, 900	568, 900
63		467, 600	518, 800	569, 800
64		468, 300	519, 600	570, 700
65		469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	572, 500
67		470, 400	522, 100	573, 400
68		471, 000	523, 000	574, 300
69		471, 300	523, 900	575, 200
70		472, 000	524, 700	576, 100
71		472, 700	525, 600	577, 000
72		473, 400	526, 500	577, 900
73		473, 800	527, 300	578, 800
74		474, 400	528, 200	579, 700
75		475, 100	529, 100	580, 600
76		475, 800	529, 800	581, 500
77		476, 200	530, 600	582, 400
78		476, 800	531, 500	583, 300
79		477, 400	532, 400	584, 200
80		477, 900	533, 300	585, 100
81		478, 500	534, 100	586, 000
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000	542, 000	
91		483, 600	542, 900	
92		484, 000	543, 800	
93		484, 500	544, 600	
94		485, 100	545, 500	
95		485, 700	546, 400	
96		486, 300	547, 300	
97		486, 800	548, 100	
98		487, 400	549, 000	
99		488, 000	549, 900	
100		488, 600	550, 800	

101		489,100	551,600	
102		489,700	552,500	
103		490,300	553,400	
104		490,900	554,300	
105		491,400	555,100	
106		492,000		
107		492,600		
108		493,200		
109		493,700		
110		494,300		
111		494,900		
112		495,500		
113		496,000		
再任用 職 員		296,200	338,600	393,000
				466,000

(備考) この給料表の適用を受ける職員

医師及び歯科医師

別表第2（第5条関係）

医療職給料表(2)

(単位 円)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	163,100	188,400	249,600	327,000	371,100
	2	164,800	190,000	250,800	329,000	373,800
	3	166,400	191,600	252,000	331,200	376,400
	4	168,200	193,200	253,400	333,400	379,100
	5	169,700	194,700	254,600	335,200	381,500
	6	171,600	196,200	255,800	337,400	384,200
	7	173,600	197,800	257,000	339,400	386,800
	8	175,500	199,300	258,000	341,600	389,500
	9	177,400	200,900	259,300	343,400	391,600
	10	179,200	202,600	260,100	345,500	393,900
	11	181,000	204,200	261,100	347,600	396,100
	12	182,900	205,900	262,100	349,700	398,300
	13	184,700	207,300	263,400	351,200	400,400
	14	186,200	208,900	264,600	353,200	402,400
	15	187,700	210,500	266,200	355,100	404,400
	16	189,200	212,100	267,600	357,100	406,500
	17	190,800	213,500	269,100	358,900	408,300
	18	192,100	215,100	270,800	360,900	410,300
	19	193,600	216,800	272,500	362,900	412,200
	20	195,000	218,500	274,200	364,900	414,300
	21	196,500	219,800	276,000	366,700	416,100
	22	197,700	221,300	277,700	368,700	417,700
	23	199,000	222,700	279,400	370,800	419,300
	24	200,300	224,200	281,000	372,900	420,800
	25	201,700	225,600	282,800	374,300	422,300
	26	203,100	227,000	284,500	376,100	423,600
	27	204,400	228,300	286,300	377,900	424,900
	28	205,800	229,600	287,900	379,600	426,200
	29	206,900	235,600	289,600	381,400	427,500
	30	208,200	237,100	291,400	382,900	428,700
	31	209,500	238,500	293,200	384,500	429,900
	32	210,800	239,700	295,100	386,200	431,000
	33	211,900	241,300	296,800	387,500	432,200
	34	213,100	242,700	298,500	388,800	433,400
	35	214,300	243,900	300,300	390,100	434,600
	36	215,500	245,300	302,100	391,300	435,800
	37	216,700	246,100	305,100	392,400	437,100
	38	217,800	247,300	307,000	393,600	437,900
	39	218,800	248,500	309,100	394,700	438,300
	40	219,900	249,600	311,100	395,800	439,000
	41	220,900	251,000	313,100	396,600	439,500
	42	221,900	251,900	315,100	397,400	439,900
	43	222,800	252,900	317,200	398,200	440,300
	44	223,800	254,000	319,300	399,000	440,700
	45	224,100	255,200	321,100	399,400	441,100
	46	224,900	256,400	323,100	400,000	441,500
	47	225,600	257,800	324,900	400,500	441,900

48	226, 400	259, 300	326, 900	400, 900	442, 200
49	227, 100	260, 700	328, 600	401, 300	442, 500
50	228, 000	262, 300	330, 500	401, 600	442, 900
51	228, 700	263, 900	332, 500	401, 900	443, 200
52	229, 400	265, 400	334, 500	402, 200	443, 500
53	230, 300	266, 800	335, 800	402, 500	443, 800
54	231, 000	268, 500	337, 600	402, 800	444, 200
55	231, 900	270, 100	339, 300	403, 100	444, 500
56	232, 900	271, 700	341, 100	403, 400	444, 800
57	233, 500	273, 200	342, 800	403, 700	445, 100
58	234, 200	274, 700	344, 600	404, 000	445, 500
59	234, 900	276, 300	346, 500	404, 300	445, 800
60	235, 600	277, 700	348, 300	404, 700	446, 100
61	236, 300	279, 200	350, 100	404, 900	446, 400
62	236, 900	280, 800	351, 800	405, 200	446, 800
63	237, 500	282, 500	353, 400	405, 500	447, 100
64	238, 000	284, 200	355, 100	405, 800	447, 400
65	238, 700	285, 700	356, 300	406, 000	447, 700
66	239, 400	287, 400	357, 400	406, 300	
67	240, 100	289, 100	358, 600	406, 600	
68	240, 600	290, 700	359, 800	406, 900	
69	241, 000	291, 900	361, 000	407, 100	
70	241, 600	293, 500	361, 800	407, 400	
71	242, 200	294, 800	363, 000	407, 700	
72	242, 800	296, 400	364, 100	408, 000	
73	243, 100	297, 700	365, 100	408, 200	
74	243, 500	299, 200	366, 100	408, 500	
75	243, 900	300, 600	367, 100	408, 800	
76	244, 200	302, 100	368, 100	409, 100	
77	244, 500	303, 400	368, 900	409, 300	
78		305, 100	369, 700		
79		306, 600	370, 600		
80		308, 200	371, 500		
81		309, 900	372, 000		
82		311, 600	372, 800		
83		313, 200	373, 600		
84		314, 900	374, 400		
85		315, 800	374, 800		
86		317, 200	375, 500		
87		318, 700	376, 200		
88		320, 300	376, 900		
89		321, 700	377, 300		
90		323, 000	377, 900		
91		324, 200	378, 600		
92		325, 500	379, 200		
93		326, 600	379, 600		
94		327, 600	380, 100		
95		328, 700	380, 600		
96		329, 700	381, 100		
97		330, 200	381, 700		
98		331, 100	382, 200		
99		331, 900	382, 800		
100		332, 800	383, 400		

101		333,600	383,900			
102		333,900	384,400			
103		334,500	384,900			
104		335,200	385,400			
105		335,800	385,700			
106		336,500	386,200			
107		337,200	386,600			
108		337,900	387,000			
109		338,600	387,400			
110		339,100				
111		339,700				
112		340,300				
113		340,600				
114		341,200				
115		341,700				
116		342,300				
117		342,800				
118		343,300				
119		343,800				
120		344,200				
121		344,500				
122		344,800				
123		345,200				
124		345,500				
125		346,000				
126		346,300				
127		346,600				
128		346,900				
129		347,300				
130		347,600				
131		348,000				
132		348,300				
133		348,700				
再任用 職 員		188,700	215,300	256,900	282,100	322,800

(備考) この給料表の適用を受ける職員

薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び歯科技工士

別表第3（第5条関係）

医療職給料表(3)

(単位 円)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	176,700	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	178,400	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	180,000	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	181,500	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	182,900	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	184,900	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	186,900	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	188,900	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	191,000	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	193,100	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	195,200	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	197,300	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	199,300	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	201,500	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	203,700	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	205,900	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	207,800	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	209,100	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	210,300	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	211,600	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	212,800	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	213,900	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	215,200	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	216,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	217,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	219,000	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	220,300	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	221,600	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	222,700	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	224,100	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	225,400	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	226,800	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	227,700	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	229,100	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	230,500	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	231,900	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	233,100	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	234,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	235,800	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	237,100	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	239,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	240,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	242,100	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	243,200	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	244,400	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	245,500	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	246,400	296,300	322,100	359,100	413,800

48	247,500	297,800	323,600	360,400	415,000
49	248,400	298,900	324,700	361,800	416,300
50	249,500	300,200	326,100	363,200	417,400
51	250,400	301,400	327,400	364,500	418,600
52	251,500	302,800	328,700	365,900	419,700
53	251,900	304,200	330,100	367,400	420,900
54	252,800	305,500	331,500	368,600	421,900
55	253,700	306,900	332,900	369,700	423,000
56	254,400	308,300	334,200	370,900	424,100
57	255,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	256,100	310,300	336,400	372,900	426,300
59	257,000	311,500	337,600	373,900	427,400
60	258,000	312,900	338,900	374,900	428,300
61	259,000	314,000	340,000	375,500	429,100
62	260,000	315,300	340,900	376,300	429,900
63	261,200	316,600	342,100	377,100	430,700
64	262,400	317,800	343,400	377,900	431,400
65	263,500	319,100	344,500	378,600	432,000
66	264,900	320,400	345,700	379,300	432,700
67	266,200	321,700	346,900	380,100	433,300
68	267,500	323,000	348,000	380,800	434,100
69	269,000	323,700	349,000	381,400	434,900
70	270,500	324,800	350,000	382,000	435,700
71	271,900	325,900	351,100	382,700	436,400
72	273,300	326,800	352,200	383,300	437,300
73	274,700	328,100	353,000	384,000	438,100
74	276,000	328,800	353,900	384,500	438,900
75	277,400	329,900	354,800	385,100	439,700
76	278,500	331,100	355,700	385,600	440,400
77	279,900	332,200	356,600	386,000	441,100
78	281,400	333,400	357,600	386,600	441,800
79	282,900	334,500	359,100	387,100	442,500
80	284,400	335,700	360,400	387,400	443,100
81	285,500	336,800	361,800	387,700	443,600
82	287,000	337,900	363,200	388,200	444,300
83	288,500	338,900	364,500	388,600	444,900
84	289,900	340,000	365,900	388,900	445,600
85	290,900	340,900	367,400	389,200	446,200
86	292,300	341,900	368,600	389,700	446,900
87	293,500	342,800	369,700	390,200	447,600
88	294,800	343,800	370,900	390,600	448,100
89	296,200	344,500	372,000	390,900	448,600
90	297,500	345,700	372,900	391,300	449,000
91	298,700	346,900	373,900	391,800	449,300
92	300,000	348,000	374,900	392,200	449,700
93	300,500	349,000	375,500	392,600	450,100
94	301,700	350,000	376,300	393,000	450,400
95	302,800	351,100	377,100	393,500	450,700
96	304,000	352,200	377,900	393,900	451,200
97	305,100	353,000	378,600	394,300	451,600
98	306,300	354,100	379,300	394,700	452,000
99	307,500	355,200	380,100	395,200	452,300
100	308,600	356,300	380,800	395,600	452,700

101	309,900	357,000	381,400	396,000	453,100
102	311,100	357,800	382,000	396,400	
103	312,300	358,600	382,700	396,900	
104	313,500	359,300	383,300	397,300	
105	314,300	359,900	384,000	397,700	
106	315,000	360,400	384,500	398,100	
107	315,700	361,000	385,100	398,600	
108	316,300	361,500	385,600	399,000	
109	317,000	362,100	386,000	399,400	
110	317,300	362,600	386,600	399,800	
111	317,900	363,200	387,100	400,300	
112	318,600	363,700	387,400	400,700	
113	319,000	364,100	387,700	401,100	
114	319,600	364,500	388,200	401,500	
115	320,200	365,100	388,600	402,000	
116	320,800	365,600	388,900	402,400	
117	321,200	365,900	389,200	402,800	
118	321,700	366,400	389,700	403,200	
119	322,200	366,800	390,200	403,700	
120	322,700	367,100	390,600	404,100	
121	323,100	367,700	390,900	404,500	
122	323,500	368,200	391,300	404,900	
123	323,800	368,700	391,800	405,400	
124	324,100	369,200	392,200	405,800	
125	324,500	369,800	392,600	406,200	
126	324,900	370,300		406,600	
127	325,300	370,800		407,100	
128	325,600	371,200		407,500	
129	325,800	371,800		407,900	
130	326,100	372,300		408,300	
131	326,500	372,800		408,800	
132	326,700	373,300		409,200	
133	326,900	373,900		409,600	
134	327,200	374,300			
135	327,500	374,800			
136	327,800	375,300			
137	328,000	375,900			
138	328,300				
139	328,700				
140	328,900				
141	329,100				
142	329,300				
143	329,700				
144	329,900				
145	330,200				
146	330,600				
147	331,000				
148	331,400				
149	331,700				
150	332,100				
151	332,500				
152	332,900				
153	333,200				

154	333,600					
155	333,900					
156	334,300					
157	334,600					
158	335,000					
159	335,400					
160	335,800					
161	336,100					
162	336,500					
163	336,900					
164	337,300					
165	337,600					
再任用 職 員		235,100	255,400	272,800	289,100	326,200

(備考) この給料表の適用を受ける職員
 保健師、助産師、看護師及び准看護師

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	264,200	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	266,000	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	267,800	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	269,900	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	271,600	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	273,400	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	275,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	277,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	279,200	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	281,200	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	283,100	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	285,000	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	287,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	288,900	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	290,800	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	292,600	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	294,400	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	296,400	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	298,500	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	300,500	358,000	406,900
	21	171,700	231,500	302,400	359,900	408,800
	22	174,400	233,100	304,500	361,800	410,600
	23	177,000	234,600	306,500	363,800	412,400
	24	179,600	236,200	308,600	365,700	414,300
	25	182,200	237,600	310,300	367,700	416,100
	26	183,900	239,300	312,400	369,600	417,600
	27	185,500	240,800	314,400	371,600	419,100
	28	187,200	242,400	316,400	373,600	420,700
	29	188,700	243,500	318,100	375,100	422,300
	30	190,400	245,000	320,100	376,900	423,600
	31	192,200	246,600	322,200	378,700	424,900
	32	193,900	247,900	324,300	380,300	426,100
	33	195,500	249,400	325,500	382,100	427,300
	34	196,900	250,800	327,500	383,500	428,600
	35	198,400	252,100	329,400	385,000	429,900
	36	199,900	253,500	331,500	386,600	431,100
	37	201,200	255,000	333,400	388,000	432,300
	38	202,500	256,500	335,300	389,200	433,100
	39	203,700	258,200	337,300	390,400	433,900
	40	205,000	260,000	339,200	391,500	434,700
	41	206,300	261,600	341,100	392,600	435,300
	42	207,600	263,300	343,000	393,800	436,000
	43	208,900	264,900	344,800	395,000	436,700
	44	210,200	266,500	346,700	396,100	437,400
	45	211,300	268,400	348,200	396,800	438,200
	46	212,600	270,200	349,600	397,500	439,000
	47	213,900	271,900	351,100	398,200	439,400

48	215, 200	273, 600	352, 600	398, 900	440, 100
49	216, 300	275, 300	354, 200	399, 500	440, 600
50	217, 400	277, 000	355, 000	400, 100	441, 000
51	218, 400	278, 800	356, 200	400, 600	441, 400
52	219, 500	280, 300	357, 200	401, 000	441, 800
53	220, 600	281, 800	360, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	283, 700	361, 400	401, 700	442, 600
55	222, 500	285, 500	362, 800	402, 000	443, 000
56	223, 500	287, 400	364, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	289, 000	365, 500	402, 600	443, 600
58	224, 600	290, 700	366, 400	402, 900	444, 000
59	225, 400	292, 500	367, 500	403, 200	444, 300
60	226, 100	294, 300	368, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	295, 800	369, 400	403, 800	444, 900
62	227, 800	297, 500	370, 300	404, 100	445, 300
63	228, 600	299, 000	371, 200	404, 400	445, 600
64	229, 400	300, 600	372, 100	404, 700	445, 900
65	230, 100	302, 200	373, 000	405, 000	446, 200
66	230, 800	303, 900	373, 800	405, 300	446, 600
67	231, 700	305, 500	374, 600	405, 600	446, 900
68	232, 700	307, 200	375, 400	405, 900	447, 200
69	233, 400	308, 100	376, 100	406, 100	447, 500
70	234, 000	309, 600	376, 800	406, 400	447, 900
71	234, 500	311, 100	377, 500	406, 700	448, 200
72	235, 200	312, 700	378, 200	407, 000	448, 500
73	236, 000	314, 300	378, 700	407, 200	448, 800
74	236, 600	315, 900	379, 300	407, 500	
75	237, 200	317, 500	379, 900	407, 800	
76	237, 700	319, 000	380, 600	408, 000	
77	238, 400	320, 500	381, 000	408, 200	
78	239, 100	321, 700	381, 700	408, 500	
79	239, 800	322, 900	382, 300	408, 800	
80	240, 300	324, 100	382, 900	409, 000	
81	240, 800	324, 800	383, 300	409, 200	
82	241, 500	325, 700	383, 900	409, 500	
83	242, 200	326, 500	384, 500	409, 800	
84	242, 900	327, 300	385, 100	410, 000	
85	243, 500	328, 200	385, 500	410, 200	
86	244, 200	328, 600	386, 000		
87	244, 900	329, 300	386, 500		
88	245, 600	330, 100	387, 100		
89	246, 100	330, 900	387, 400		
90	246, 600	331, 600	387, 800		
91	246, 900	332, 300	388, 200		
92	247, 300	333, 000	388, 600		
93	247, 600	333, 500	388, 900		
94		334, 100	389, 200		
95		334, 600	389, 500		
96		335, 200	389, 800		
97		335, 500	390, 000		
98		336, 000	390, 300		
99		336, 400	390, 600		
100		336, 900	390, 800		

101		337,300	391,000			
102		337,800	391,300			
103		338,300	391,600			
104		338,800	391,800			
105		339,100	392,000			
106		339,500	392,300			
107		340,000	392,600			
108		340,400	392,800			
109		340,700	393,000			
110		341,100				
111		341,600				
112		342,000				
113		342,200				
114		342,600				
115		343,100				
116		343,500				
117		343,700				
118		344,100				
119		344,500				
120		344,800				
121		345,100				
122		345,500				
123		345,900				
124		346,300				
125		346,800				
126		347,200				
127		347,600				
128		348,000				
129		348,500				
130		348,900				
131		349,200				
132		349,500				
133		350,000				
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	315,100

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第22条関係）

区分及び種類	支給を受ける職員の範囲	手当の額
特別診療等手当	医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級である者が、正規の勤務時間外において診療業務に従事した場合	勤務1時間につき3,000円（1日につき5時間を限度とする。）
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、宿直勤務に引き続く勤務日の正規の勤務時間において北播磨総合医療センター企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第3号の規定により半日以下の職務に専念する義務の免除を受けずに勤務した場合	勤務1時間につき2,500円（1日につき4時間を限度とする。）
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）で正規の勤務時間外において蘇生研修の講師として従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき2,000円（1日につき5時間を限度とする。）
	全身麻酔業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	分娩の介助に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき5,000円
	他の医療機関から委託された画像診断業務に従事した医師（研修医を除く。）	1件につき1,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額
	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、一の給与期間において第19条第1項第1号エに規定する宿日直勤務を4回以上命ぜられた場合	4回目以降の勤務1回につき10,000円
救急医療体制等確保手当	一の給与期間における正規の勤務時間が、専ら深夜の全部又は一部となる者で企業長が認める職員	月額20,000円
	医療職給料表（2）、医療職給料表（3）又は事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者が、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて緊急診療等に従事した場合で企業長が認める場合	勤務1時間につき1,500円（1日につき5時間を限度とする。）
	12月29日から翌年の1月3日までの間において医療体制の確保に必要な勤務に従事する職員	(1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 勤務1時間につき2,000円（勤務1回又は1日につき16,000円を限度とする。） (2) 前号以外の職員 勤務1時間につき1,250円（勤務1回又は1日につき10,000円を限度とする。）

	医療職給料表（1）の適用を受ける職員（研修医を除く。）が、12月29日から翌年の1月3日までの間において病院群輪番制による一次救急実施日に日直勤務した場合	日直勤務1回につき10,000円
	救急医療及び患者搬送を行うためにヘリコプターに搭乗して、機内等において診療等に従事した場合	(1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 1回につき5,000円 (2) 前号以外の職員 1回につき3,000円
災害派遣等手当	地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び武力攻撃災害において、他の官公署からの派遣要請により救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員	(1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 日額30,000円 (2) 前号以外の職員 日額18,000円
	正規の勤務時間外において災害等の発生の恐れがある場合又は発生した場合において、関係機関等との情報伝達等を行うことに備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）	1回につき9,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。)
防疫等作業手当	企業長が定める感染症の防疫等の業務に従事した場合	作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、企業長が別に定める額

別表第6（第23条関係）

給料表	職員	加算割合
医療職給料表（1）	職務の級が4級の職員	100分の15
	職務の級が3級の職員	100分の10
	職務の級が2級の職員	100分の5
医療職給料表（2）	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で49号給（薬剤師にあっては53号給）以上の職員	
医療職給料表（3）	職務の級が5級の職員	100分の15
	職務の級が4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員で37号給以上の職員	

事務職給料表	職務の級が 5 級の職員	100 分の 15
	職務の級が 4 級の職員	100 分の 10
	職務の級が 3 級の職員	100 分の 5
	職務の級が 2 級の職員で 3 7 号給以上の職員	

別表第 7 (第 24 条関係)

基準日以前 6 月以内の勤務期間	期間率
6 月	100 分の 100
5 月 15 日以上 6 月未満	100 分の 95
5 月以上 5 月 15 日未満	100 分の 90
4 月 15 日以上 5 月未満	100 分の 80
4 月以上 4 月 15 日未満	100 分の 70
3 月 15 日以上 4 月未満	100 分の 60
3 月以上 3 月 15 日未満	100 分の 50
2 月 15 日以上 3 月未満	100 分の 40
2 月以上 2 月 15 日未満	100 分の 30
1 月 15 日以上 2 月未満	100 分の 20
1 月以上 1 月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 月未満	100 分の 10
1 日以上 15 日未満	100 分の 5
0	0